

令和3年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

(円/日)

職 種	基準日額	割増対象賃金比 (%)
<b>【設計業務】</b>		
主任技術者	69,800	50
理事、技師長	65,500	50
主任技師	57,400	55
技師 ( A )	51,200	60
技師 ( B )	40,600	50
技師 ( C )	32,800	60
技術員	29,000	60
<b>【測量業務】</b>		
測量主任技師	45,700	65
測量技師	40,000	50
測量技師補	30,700	60
測量助手	29,600	65
測量補助員	24,200	60
<b>【航空・船舶関係】</b>		
操縦士	53,400	35
整備士	40,700	55
撮影士	37,300	60
撮影助手	31,800	65
測量船操縦士	29,700	65
<b>【地質業務】</b>		
地質調査技師	47,500	55
主任地質調査員	35,000	50
地質調査員	25,900	65

設計業務委託等技術者単価について

- (1) 設計業務委託等技術者単価の構成
 

設計業務委託等技術者単価は、次の1～4で構成される

  - 1 基本給相当額
  - 2 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
  - 3 賞与相当額
  - 4 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）
- (2) 単価に含まれない賃金、手当
  - 1 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
  - 2 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- (3) 留意事項
  - ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

内容に関する質問は、広島県土木建築局技術企画課にお問い合わせください。

〒730 0051 広島市中区基町10-52

TEL 082-228-2111（内線3865）